

上三川町農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

- (1) 定数
9人
- (2) 担当する区域および区域ごとの定数
別添のとおり。

2 任期（活動する期間）

- (1) 委嘱の日から令和8(2026)年7月19日まで
- (2) 委嘱の日とは令和5(2023)年8月20日を予定しています。
- (3) 活動期間は3年間となります。

3 身分（推進委員の法的な位置付け）

特別職の地方公務員

4 職務（活動する内容）

担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動など

5 推進委員になれない方

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) その他町長が定める方

6 報酬

- (1) 基本額
月額 28,000 円
- (2) 加算額
活動に応じて支給する（おおむね月額数千円程度）。

7 推薦または応募方法（提出書類および提出方法）

- (1) 推薦の場合
3人以上の推薦者（推薦する方）が必要です。
- (2) 提出書類（様式は町ホームページからダウンロードできます。）
 - ア 推薦の場合
推薦書

イ 自身で応募する場合
応募申込書

(3) 提出方法

- ア 農業委員会事務局に直接持参
- イ 郵送
- ウ 電子メール（電子メールの場合は未着信防止のため送信した後、当事務局にその旨の電話連絡をしてください。）

(3) 書類の記載方法について
別添のとおり。

8 募集期間（募集を受付る期間、曜日、時間）

(1) 期間

令和5（2023）年1月16日（月）から令和5（2023）年2月15日（水）まで

(2) 曜日（農業委員会事務局に直接持参する場合）

月曜日から金曜日まで（日曜日および土曜日を除く。）

(3) 時間（農業委員会事務局に直接持参する場合）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 期間の最終日に関する注意事項

ア 農業委員会事務局に直接持参する場合

2月15日（水）の午後5時15分までに当事務局に提出することが必要です。

イ 郵送の場合

2月15日（水）の午後5時15分までに役場に到着（郵便局員の配達を終了）することが必要です。

ウ 電子メールの場合

2月15日（水）の午後5時15分までに農業委員会事務局のメール受信フォルダに届くことが必要です。

9 募集人数を超えた推薦または応募があった場合

評価委員会において提出書類などに基づき審査をおこない、候補者を決定します。

連絡または提出先

上三川町農業委員会事務局

電話 0285-56-9166

住所 〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地

場所 上三川町役場庁舎3階

担当 浜野

担当する区域および区域ごとの定数

区 域 名	区 域	推進委員 の定数
第 1 区	大字上郷、大字西蓼沼、大字東蓼沼、大字西汗、大字東汗、 大字上文挾、大字西木代、大字磯岡	3 人
第 2 区	大字上三川、大字上蒲生、大字下蒲生、大字五分一、大字三村、 大字坂上、大字三本木、しらさぎ一丁目、しらさぎ二丁目、 しらさぎ三丁目	3 人
第 3 区	大字大山、大字多功、大字梁、大字川中子、大字下神主、 大字上神主、大字石田、大字鞆堂、大字ゆうきが丘、天神町	3 人

